

郡山市総合地方卸売市場市場まつり負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市総合地方卸売市場（以下この条において「市場」という。）を広く市民に開放することにより、市場に対する市民の理解を深め、併せて市場及び出店する小売店の活性化を図る事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るため、郡山市総合地方卸売市場市場まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の交付の対象経費等)

第2条 負担金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業を実施するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料その他事業の運営に要する経費とし、負担金の額は対象経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(負担金の交付の申請)

第3条 実行委員会は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 実行委員会規約

(2) 役員名簿

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

(1) 対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、負担金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(負担金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 負担金の交付の目的以外に負担金を使用しないこと。

(2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第6条 実行委員会は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(負担金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条

件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により実行委員会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行し、平成24年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。